

社発第 T-52 号
平成 21 年 5 月 21 日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日本証券金融株式会社
取締役社長 増 淵 稔

「貸借取引貸出規程」等の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、投資法人債券に類する外国投資証券型ETFについて、貸借取引において取扱い可能となるよう、「貸借取引貸出規程」の一部改正を下記のとおり実施いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1.改正を行う規程

「貸借取引貸出規程」の一部改正 …別紙

- ・数量表現に関して所要の改正を行う（第 7 条）。
- ・権利の授受に係る規定を整備する（第 20 条）。

2. 実施日

平成 21 年 6 月 1 日

以 上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(借入れの申込み)</p> <p>第7条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸付けを受けようとするときは、所定の融資申込票または借株等(株券等の借入をいう。以下同じ。)申込票に銘柄、株数(優先出資証券、受益証券、投資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券の場合には「口数」<u>(投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、当該証券にかかる単位数をいう。)</u>)と、預託証券の場合には「証券数」とそれぞれ読み替える。以下特に定めのない限り同じ。)、その他所定の事項を記入して、貸付けを受けようとする日の3日前の日(以下「借入申込日」という。)の当社が別に定める時限までに、当社に当該借入れを申し込まなければならない。</p> <p>2～5 (現行どおり)</p>	<p>(借入れの申込み)</p> <p>第7条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸付けを受けようとするときは、所定の融資申込票または借株等(株券等の借入をいう。以下同じ。)申込票に銘柄、株数(優先出資証券、受益証券、投資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券の場合には「口数」と、預託証券の場合には「証券数」とそれぞれ読み替える。以下特に定めのない限り同じ。)、その他所定の事項を記入して、貸付けを受けようとする日の3日前の日(以下「借入申込日」という。)の当社が別に定める時限までに、当社に当該借入れを申し込まなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p>
<p>(権利の授受)</p> <p>第20条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式(内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。)に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等またはつぎの各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者および品貸先には当該権利を移転し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p>	<p>(権利の授受)</p> <p>第20条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式(内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。)に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等またはつぎの各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者および品貸先には当該権利を移転し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p>

新	旧
<p>(6) 外国投資証券の投資口に付随する権利であつて第3号の投資口に付随する権利と同じ性質を有すると認められる権利または外国投資証券の投資法人債に付随する金銭の分配その他に関する権利であつて投資法人債に付随する権利と同じ性質を有すると認められる権利</p> <p>(7) (現行どおり)</p>	<p>(6) 外国投資証券の投資口に付随する権利であつて第3号の投資口に付随する権利と同じ性質を有すると認められる権利</p> <p>(7) (省略)</p>
<p>付則 この改正規定は、平成21年6月1日から実施する。</p>	